

議案第 85 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第76項金額の欄ア(イ)中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ア(ウ)中「(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ(ウ)において「基準」という。)Iの第2の2の2—3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。bからgまで及び第78項ア(ウ)において同じ。)」を削り、同欄イ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(ウ)中「(基準Iの第2の2の2—3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第78項イ(ウ)において同じ。)」を削り、同表第78項金額の欄ア(イ)及びイ(イ)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の改定をしたいので、この案を提出するものであります。